

議案第33号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の公布に伴い、特定の償却資産等にかかる固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定すること、用途変更宅地等に対する平成30年度から平成32年度までの固定資産税及び都市計画税の税額算定について「みなし課税方式」を引き続き採用すること等について改正する要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第17号

逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成29年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第28項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

附則第26項第1号中「3分の1」を「2分の1」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第7号」を「第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第13号中「第4項」を「第2項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第12号中「3分の2」を「、3分の2」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号を第14号とし、第9号を削り、第14号の前に次の3号を加える。

- (11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- (13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第26項第8号中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- (8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第28項の改正規定中「附則第28項を附則第34項とし」を「附則第28項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」を「地方税法等の一部を改正する法

律（平成30年法律第3号）」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第34項とし」に改める。

附則第2項中「改正後の逗子市市税条例」を「改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）」に改め、附則に次の2項を加える。

2 新条例附則第26項第3号及び第17号の規定は、平成30年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第26項第4号から第13号までの規定は、平成30年4月1日以後に新たに取得される設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。